

過去に請求方法について電話照会のあった事例をまとめました。

※この資料は平成24年3月末日時点のものであり、また、回答の一部について、静岡県独自の運用・取扱いもございます。
国からの通知や制度改正により、変更があり得ることをあらかじめご承知ください。

生活保護について

NO.	サービス種類	項目	質問	回答
24	地域密着型	生保単独となった場合の夜間対応型訪問介護費(I)	<p>夜間対応型訪問介護費(I)は日割り計算を行わないとあるが、月の途中で生保単独となった場合どのような請求となるのか。</p> <p>①請求明細書は2枚となるが、月の前半と後半のどちらでを報酬を算定するのか。 ②基本夜間訪問 I の独自加算についても同様の考えでよいのか。 ③夜間訪問介護 I 基本を算定せずに、定期巡回や随時訪問のみの算定は可能か。</p>	<p>平成18年5月2日厚生労働省社会・援護局保護課からの事務連絡のとおり、開始日より介護扶助の対象となると考えるため、①②については生保単独となった明細書で算定する。また、加算も同様。 ③については算定可能となる。</p>
25	居宅介護支援	生保単独と併用にまたがる支援独居高齢者加算、居宅支援特定事業所加算Ⅱ	<p>(例)被保険者A ①生保単独:平成23年9月1日～9月19日 ②生保併用:平成23年9月20日～</p> <p>居宅支援事業所が利用者Aに係る9月分の居宅介護支援費の請求を行う場合、生保単独と生保・保険併用で2つの請求明細書を作成することとなるが、居宅支援独居高齢者加算および居宅支援特定事業所加算Ⅱは①②どちらの請求明細書で算定すればよいのか。</p>	<p>居宅支援独居高齢者加算および居宅支援特定事業所加算Ⅱについては、月額報酬のため、①(月の前半)か②(月の後半)のどちらか一方でしか算定できない。 なお、どちらかと言えば②(月の後半)で算定することが妥当である。</p>
26	予防訪問介護 (※1)	月途中で65歳になった場合の介護予防訪問介護(※1)の算定	<p>同一保険者で、生活保護単独受給者が月の途中で65歳になった場合の介護予防訪問介護(※1)の算定について(サービス事業所は月を通して同一事業所)、以下の場合の請求方法はどのようになるのか。</p> <p>(例)7月1日時点 生保単独 要介護度:要支援2 被保険者番号:H000000001 7月15日誕生日で65歳・・・1号被保険者取得 要介護度:要支援2 被保険者番号:9999999999</p> <p>①単独時と併用時のどちらに対しても、月額報酬を算定。 ②単独時と併用時のどちらに対しても、日割りでの算定。</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護の場合は日割りでの計算になるが、介護予防訪問介護(※1)(通所介護(※1)、通所リハ)に関しては、①、②のどちらとなるのか。</p>	<p>②の日割り請求となる。(同一保険者内で二重支給はしない、加算もどちらか一方でしか算定できない) なお、双方で実際にサービス提供が行われている場合に限る。</p>

※1 介護予防訪問介護・通所介護については平成30年3月サービス分まで

27	複数サービス共通	月途中から生活保護等の公費を取得	月の途中から生活保護等の公費を取得された受給者に対して、サービス提供体制強化加算は公費請求してよいのか？	日割りコードがないため、月末時点で公費での算定となる。
28	複数サービス共通	月途中で生保(併用)の受給者番号のみ変更	月の途中で生保(併用)の受給者番号のみ変更となった場合の請求方法について。(保険者番号、被保険者番号、生保の公費負担者番号は変更はなし。) ①3者併用で請求(受給者番号を2つ使用) ②変更前の受給者番号で請求 ③変更後の受給者番号で請求	福祉事務所・事業所間で調整の上、②、③いずれかの公費負担者番号にて請求。